

年末年始の交通事故防止 県民総ぐるみ運動

期間 平成28年12月10^(土)日から平成29年1月7^(土)日までの29日間

運動のスローガン
いんばんは 早めのライトで いんばん

平成二十八年度「シルバーメール作戦」
福島市立余目小学校 三年生の作品



年間スローガン
みんながね ルール守れば ほら笑顔

運動の基本

高齢者の交通事故防止

運動の 重点

- 1 夕暮れ時や夜間の交通事故防止 (特に、反射材用品等の着用の推進)
- 2 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 3 飲酒運転の根絶

主唱 福島県・福島県交通対策協議会



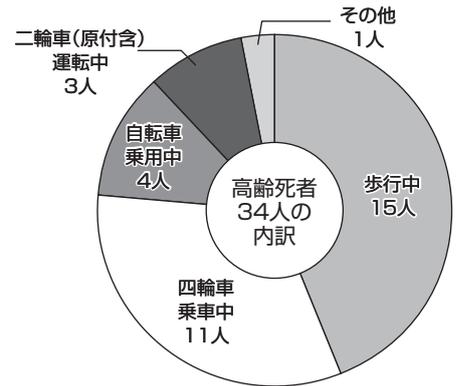
運動の基本：高齢者の交通事故防止

高年齢者の交通事故被害状況

本年10月末現在、県内の交通死亡事故は76件78人（前年同期比+14件・+16人）です。

65歳以上の高齢者の死者は34人（前年同期比+1人）で全死者の約44%を占め、うち四輪車乗車中は11人、歩行者15人、自転車4人、二輪車（原付含）3人、その他1人となっています。

高年齢死者の内訳（H28.10.31現在）



高年齢者の交通事故を防ぐには

○運転者は

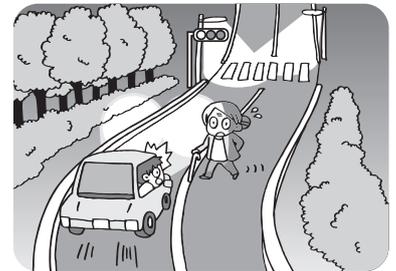
- 高齢者や高齢者マークを付けた車両を見かけたら、速度を落とし、「目配り」「気配り」「思いやり」のある運転に努めましょう。
- 夕暮れ時の早めのライト点灯、原則上向きライト（ハイビーム）点灯、ライトのこまめな上下切替えを行いましょう。

○高齢者は

- 車両接近時の道路横断を避けましょう。
- 夕暮れ時や夜間の不要な外出を控えましょう。

○家庭では

- 交通事故に遭わないよう家族で声掛けをしましょう。

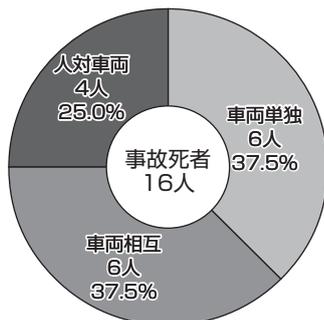


高年齢運転者の交通事故発生状況

本年10月末現在、高年齢運転者の交通事故は、発生件数971件（前年同期比-154件、-13.7%）、傷者数1,155人（前年同期比-203人、-14.9%）、死亡事故16件16人（前年同期比-2件、-2人）といずれも減少しています。

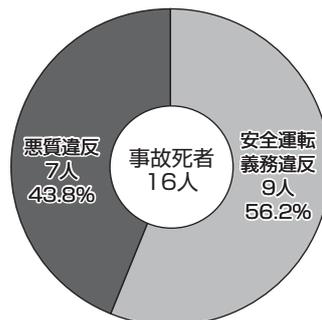
死亡事故の特徴としては、車両単独事故が約4割を占めており、全ての事故で何らかの違反がみられました。特に、安全運転義務違反が約6割に上っています。

事故類型別（H28.10.31現在）



〈特徴〉
車両単独での事故の死者が約4割を占める。

違反別（H28.10.31現在）



〈特徴〉
安全運転義務違反による死者が半数以上を占める。

※安全運転義務違反：前方不注視、ハンドル操作不適など
※悪質違反：信号無視、一時不停止など

高年齢運転者は次の点に注意して交通事故を防ぎましょう



- 交差点やカーブでの路外逸脱やみ出しによる交通事故を防止するため、交差点などの手前では十分減速するとともに、歩行者や自転車などを十分に確認して安全運転を徹底しましょう。
- 参加・体験・実践型の交通安全教室などに積極的に参加し、自己の運動・運転能力等の変化に応じた安全運転を行いましょう。
- 70歳以上の方は、高齢者マークを車に付けましよう。
- 自転車を運転するときは、前方注視を怠らず、かつ道路形状に応じた安全なハンドル・ブレーキ操作をしましよう。

運動の重点1 夕暮れ時や夜間の交通事故防止(特に、反射材用品等の着用の推進)

/// 昨年の交通事故発生状況

この季節は、日没時間が早まり、夕暮れ時から夜間にかけて高齢歩行者等が被害に遭う重大事故が多発する傾向にあります。

夕暮れ時や夜間の交通事故を防ぐには

○歩行者は

- 外出時、明るい目立つ色の衣服、履物や携行品等への夜行反射材等の組み込み、懐中電灯を使用しましょう。
- 車両接近時には無理な横断はしないことを心掛けましょう。

○自転車利用者は

- 反射材用品を取り付け、夕暮れ時の早めのライト点灯を習慣づけましょう。
- 自転車の点検整備を実施するとともに「福島県自転車安全利用五則」を始めとした交通ルールを守り、危険行為などを行わないようにしましょう。
- 自転車利用者も交通事故の加害者になることがあります。被害者救済のため損害賠償責任保険等に加入しましょう。



【福島県自転車安全利用五則】

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルール・マナーを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯・反射材着装
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
 - 運転中の携帯電話・ヘッドホン使用、傘さし運転の禁止
- 5 被害軽減のためヘルメット着用に努める

自転車運転者講習制度について

昨年6月1日、道路交通法の改正に伴い、「自転車運転者講習制度」が施行されました。

3年以内に2回以上「危険行為」をくり返すと、講習（講習手数料5,700円）を受けるよう県公安委員会から命令があります。講習の受講命令に違反した場合には、5万円以下の罰金が課せられます。

○運転者は

PM4ライトオン運動を実践しましょう！

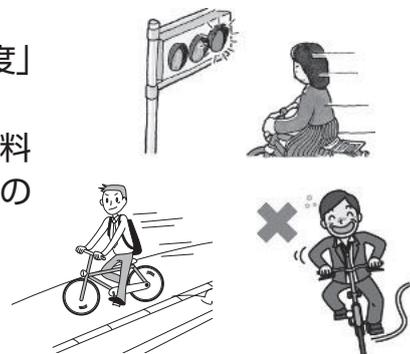
●午後4時を目安とした早めのライト点灯

ライトを早めに点灯し、自分の車の存在を周囲の車両や歩行者などに知らせるとともに、午後4時から午後7時が交通事故多発時間帯であることを自覚しましょう。

●ライトのこまめな上下切替え

車のライトは、対向車や前方走行車両がないときなどは「上向き」(ハイビーム)が原則です。

ライトの「上下切替え」をこまめに行い、幻惑防止を図るとともに、「スピードダウン」を励行しましょう。



冬用タイヤの早めの装着をお願いします！

例年、冬用タイヤ未装着車両による走行不能やスリップ事故による交通障害が多発します。本格的な降雪期を前に、冬用タイヤを早めに装着し、冬道の安全運転を心掛けましょう。



運動の重点2 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

シートベルトはあなたと同乗者の命綱

本年10月末現在、県内の四輪車乗車中の事故死者は35人(前年同期比+8人)、うち17人(前年同期比+2人)は、シートベルトを着用していませんでした。そのうち11人はシートベルトを着用していれば救命効果があったと思われます。

また、シートベルトは、高速道だけでなく一般道も後部座席も含めて全席着用が義務です。あなたと同乗者の被害を軽減するため、シートベルトとチャイルドシートを必ず着用しましょう。

	全交通事故死者数	うち四輪車乗車中死者数	うちシートベルト非着用死者数	うちシートベルトによる救命効果があったとみられる人数
28年 1/1~10/31	78人	35人	17人	11人
27年中	77人	30人	16人	13人



シートベルト非着用の3つの危険!

1 車内で全身を強打する!

時速60kmで壁等に激突すると、高さ14mのビルから落ちるのと同じ衝撃を受け、全身がハンドルや前席、天井等にたたきつけられます。

2 車外に放出される!

衝突の勢いが激しいと、窓等から車外に投げ出され、路面に体を強打したり、後続車にひかれる可能性があります。

3 同乗者に被害を与える!

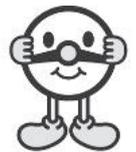
衝突の勢いで、後部席同乗者が前の座席にぶつかり、前の席の人がシートとエアバッグに挟まれ、頭に大けがをする可能性があります。

- 運転席、助手席はもちろん、後部座席についても正しく着用しましょう!
- 子供の命を守るため、体格に合ったチャイルドシートを正しく使用しましょう!

運動の重点3 飲酒運転の根絶

県内の飲酒運転による事故の状況

本年10月末現在、飲酒交通事故(物損事故を含む。)は342件(前年同期比-17件)発生し、死傷者数は89人(前年同期比-5人)となっています。



ハンドルキーパー

飲酒運転を防止するには

年末年始は飲酒の機会が多いので、「飲んだら乗らない、乗るなら飲まない」を徹底し、飲酒運転を根絶しましょう。

- ・飲酒を伴う会合等では、車を持ち込まないようにしましょう。
- ・地域をあげてハンドルキーパー運動を推進しましょう。
- ・職場ではアルコール検知器を活用して指導しましょう。
- ・自転車も車両であることを認識し、飲酒後は自転車に乗らないことを徹底しましょう。

ハンドルキーパー運動

「自動車仲間と飲食店などに行く場合、仲間同士や飲食店の協力を得て飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人は酒を飲まず、仲間を安全に自宅まで送り届ける。」という運動

◎スマートフォン等の操作による交通事故の防止

スマートフォン向けゲームアプリ「ポケモンGO」の国内配信以降、爆発的な人気一方で、様々な問題も発生しています。全国各地で、自動車運転中にゲームをしていて、交通事故が発生しています。県内でも道路交通法違反で検挙された事例や交通事故も発生しており、県外では死亡事故も発生しています。

交通事故防止の観点から、歩きスマホや自転車・自動車運転中にスマートフォン等の操作を行わないようにしましょう。

交通安全に関するホームページ

県生活交通課 <http://www.pref.fukushima.lg.jp/>
県警察本部 <http://www.police.pref.fukushima.jp/>

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。